平成 27 年 1 月 23 日 規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市屋外広告物条例(平成26年寝屋川市条例第31号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)及び条例で使用する用語の例による。

(地域指定の告示等)

- 第3条 市長は、条例第5条第1項第2号から第8号まで若しくは第10号又は条 例第8条第1項第3号の規定により地域若しくは場所又は区域(以下この項に おいて「地域等」という。)を指定するときは、その旨及びその地域等を告示する。
- 2 前項の規定は、同項の指定を変更し、又は廃止する場合について準用する。 (表示方法等の制限)
- 第4条 条例第8条第1項の規則で定める広告物又は掲出物件の表示方法等は、 同項第1号及び第2号にあっては別表第1、同項第3号にあっては別表第2で 定めるところによる。

(公共広告物の設置の届出)

- 第5条 条例第9条第1項ただし書の規則で定めるものは、表示面積が40平方メートルを超えるものとする。
- 2 条例第9条第1項ただし書の規定による届出は、公共広告物設置届出書により行うものとする。
- 3 公共広告物設置届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 付近見取図
  - (2) 配置図
  - (3) 現地写真

- (4) 色彩及び意匠を表す図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

#### (適用除外)

- 第6条 条例第9条第2項第1号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる取組 に要する費用の一部に充てる資金を得るために表示し、又は設置する広告物又 は掲出物件とする。
  - (1) 道路の清掃又は美化
  - (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理
  - (3) 公共団体及び住民等が一体となって実施する催物
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、道路環境の向上、防犯等地域における公共的な取組
- 2 条例第9条第2項第2号の規則で定めるものは、同号の費用に充てることに ついて広告主の同意を得ているものとする。
- 3 条例第9条第3項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりと する。
  - (1) 表示面積が7平方メートル以内であること。
  - (2) 広告物又は掲出物件の上端までの高さが地上5メートル以内であること。
- 4 条例第9条第3項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 寄贈者名等の表示面積が 0.5 平方メートル以内であること。
  - (2) 表示面積が、表示方向から見て、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内であること。
- 5 条例第9条第3項第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりと する。
  - (1) その大きさが、貼り紙及び貼り札にあっては縦 1.2 メートル以内で、かつ、横 0.8 メートル以内であるもの、立看板にあっては縦 (脚部を含む。)2.0 メートル以内で、かつ、横 1.5 メートル以内であること。
  - (2) 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置しようとする広告物表示者等 (広告主及び施工者をいう。以下同じ。)又は管理者の氏名若しくは名称及び

連絡先が明示されていること。

- (3) 表示又は設置の期間の始期及び終期が明示されていること。
- 6 条例第9条第4項第1号の規則で定める基準は、別表第3重点制限区域の欄 に定める基準とする。
- 7 条例第9条第4項第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりと する。
  - (1) 表示面積が5平方メートル以内であること。
  - (2) 広告物又は掲出物件の上端までの高さが地上5メートル以内であること。
  - (3) 掲出個数が2個以内であること。

(堅ろうな広告物又は掲出物件)

- 第7条 条例第10条第1項の規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、鉄骨造、石造その他耐久性を有する構造により築造されたものであって、かつ、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の確認を受けたものとする。
- 2 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める期間は、3年間とする。 (事前の協議等)
- 第8条 条例第11条第1項の規定による協議は、屋外広告物設置等事前協議書を 市長に提出することにより行うものとする。
- 2 屋外広告物設置等事前協議書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければ ならない。
  - (1) 付近見取図
  - (2) 配置図
  - (3) 現地写真
  - (4) 色彩及び意匠を表す図面
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 3 屋外広告物設置等事前協議書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。 (条例第12条第1項ただし書の規則で定める貼り紙、貼り札、広告旗又は立看板) 第9条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める貼り紙、貼り札、広告旗又は 立看板は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) その大きさが、貼り紙又は貼り札にあっては縦1.2メートル以内であって、

かつ、横 0.8 メートル以内であるもの、広告旗にあっては縦(脚部を含む。)2.0 メートル以内であって、かつ、横 0.5 メートル以内であるもの、立看板にあっては、縦 2.0 メートル以内であって、かつ、横 1.5 メートル以内であるもの

- (2) 貼り紙若しくは貼り札を表示し、又は広告旗若しくは立看板を設置しようとする広告物表示者等若しくは管理者の氏名若しくは名称及び連絡先が明示されているもの
- (3) 表示又は設置の期間の始期及び終期が明示されているもの (許可の申請等)
- 第10条 条例第12条第2項の規定による申請書の提出は、屋外広告物許可申請 書により行うものとする。
- 2 屋外広告物許可申請書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。
- 3 市長は、屋外広告物許可申請書の提出があったときは、審査の上、許可の可 否を決定し、その旨を屋外広告物許可通知書又は屋外広告物不許可通知書によ り申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、条例第 12 条第 1 項の許可をしたときは、屋外広告物許可証 (以下「許可証」という。)を交付するものとする。ただし、貼り紙、貼り札、広告旗又は立看板についてはこの限りでない。
- 5 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該許可に係る広告物又は掲出 物件の見やすい箇所に貼付しなければならない。
- 6 条例第第 12 条第 2 項第 9 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 管理者が条例第 12 条第 1 項の許可を受けようとする者以外の者である場合にあっては、その管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 工事の施工者が屋外広告業者である場合にあっては、屋外広告業の登録年 月日及び登録番号
- 7 条例第 12 条第 3 項第 4 号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりと する。
  - (1) 付近見取図

- (2) 配置図
- (3) 現地写真
- (4) 色彩及び意匠を表す図面
- (5) 地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類又はこれ に準ずるもの(条例第9条第2項第1号に掲げる広告物又は掲出物件に限 る。)
- (6) 寝屋川市又は大阪府が広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物の広告主が同意する旨を記載した書面 (条例第9条第2項第2号に掲げる広告物又は掲出物件に限る。)
- (7) 次のいずれかに該当する者による点検結果を記載した屋外広告物自主点 検結果報告書(条例第 14 条第1項の規定による許可を受けようとする場合 であって、かつ、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の垂直方向 の長さが4メートルを超える場合に限る。)
  - ア 法第10条第2項第3号イに掲げる者
  - イ 都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市が行う広告物の 表示又は掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とす る講習会の課程を修了した者
  - ウ 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) 第27条第1項の準則訓練を修了した者、同法第28条第2項の職業訓練指 導員免許を受けた者又は同法第44条第2項の技能検定に合格した者
  - エ 市長がアからウまでに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認めた者
- (8) 前号に規定する点検を行った者の資格等を称する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の基準等)

- 第11条 条例第12条第4項の規則で定める許可の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第4条に定める広告物又は掲出物件以外のものについては、別表第3のとおりとする。
  - (1) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。

- (2) 建築物の壁面に表示し、又は掲出するものにあっては、壁面に設けられる 開口部を塞ぐ形態のもの又は開口部の前面に設けられるものでないこと。
- (3) 重点制限区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域(以下「用途地域」という。)のうち、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。以下同じ。)内においては、光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと。
- 2 市長は、条例第 12 条第 1 項の許可(条例第 9 条第 2 項に規定する広告物又は 掲出物件に係るものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、関係機関の 意見を聴くものとする。

(許可期間)

第12条 条例第12条第6項の規則で定める許可期間は、2年以内の期間とする。 ただし、貼り紙、貼り札、広告幕、立看板及びアドバルーンにあっては、30日 以内の期間とする。

(変更の許可の申請等)

- 第13条 条例第13条第2項において準用する条例第12条第2項の規定による申請書の提出は、屋外広告物変更許可申請書により行うものとする。
- 2 第10条第2項から第5項までの規定は、条例第13条第1項の許可について 準用する。
- 3 条例第 13 条第 3 項の規定による届出は、屋外広告物変更届出書により行うものとする。

(継続の許可の申請)

- 第14条 条例第14条第2項において準用する条例第12条第2項の規定による申 請書の提出は、第10条第1項の屋外広告物許可申請書により行うものとする。
- 2 第 10 条第 2 項から第 5 項までの規定は、条例第 14 条第 1 項の許可について 準用する。

(工事の完了の届出等)

- 第15条 条例第16条の規定による届出は、屋外広告物しゅん工届出書により行うものとする。
- 2 屋外広告物しゅん工届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければな

らない。

- (1) 付近見取図
- (2) 当該許可に係る屋外広告物の設置の状況を撮影した写真

(管理者の届出)

第16条 条例第17条第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者届出書により行うものとする。

(除却の届出)

第17条 条例第19条第2項の規定による届出は、屋外広告物撤去届出書により 行うものとする。

(勧告に従わない場合の公表方法等)

- 第18条 条例第20条第2項の規則で定める公表する内容は、次の各号に掲げる 事項とする。
  - (1) 勧告の内容
  - (2) 勧告を行った年月日
  - (3) 勧告を受けた広告物又は掲出物件の種類
  - (4) 勧告を受けた広告物又は掲出物件の所在地又は設置箇所
  - (5) 勧告を受けた広告物又は掲出物件の状況を撮影した写真
- 2 条例第20条第2項の規定による公表は、本庁舎掲示場(以下「掲示場」という。)への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。
- 3 条例第20条第3項の規定による意見を述べる機会の付与は、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、市長の定める期間内に書面により同条第3項の意見を述べることができる旨をあらかじめ書面により通知することにより行うものとする。
- 4 条例第20条第1項の規定による勧告を受けた者は、同条第3項の意見を述べるに当たって、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(保管した広告物又は掲出物件の公示の場所等)

- 第19条 条例第24条第1項の規則で定める場所は、掲示場とする。
- 2 条例第24条第2項の規則で定める一覧簿は、保管広告物等一覧簿とし、規則 で定める場所は、まち建設部道路交通課及びまち政策部まちづくり指導課の事 務室とする。

(広告物又は掲出物件の売却に係る入札の公示等)

- 第20条 条例第27条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 当該入札の執行の日時及び場所
  - (2) 契約条項の概要
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 条例第27条第1項の規則で定める場合は、掲示場とする。

(保管した広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第 21 条 条例第 29 条第 1 項の規則で定める受領書は、広告物等返還受領書とする。

(立入検査証)

第22条 条例第30条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証とする。

(委任等)

第 23 条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項はこの規則に定める事務を担当する部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(寝屋川市屋外広告物の事務処理に関する規則の廃止)

2 寝屋川市屋外広告物の事務処理に関する規則(平成23年寝屋川市規則第28 号)は廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の寝屋川市屋外広告物の事務処理に関する規則の規 定により作成した文書等は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の相当 規定に基づき作成した文書等とみなして使用することができる。

附 則 (平成 30 年規則第 25 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年3月31日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分	大きさ	掲出位置	色彩等	掲出個数
				等
電柱を利用	縦 1.2 メー	地上から最下	(1) 地色は、	電柱1本
する広告物	トル以内	端までの距離	白色又は白	につき1
又は掲出物	横 0.45メー	4.5メートル	色以外の色	個
件であって、	トル以内	(歩道上にあ	で彩度が3	
突き出して		っては、3メ	以下のもの	
取り付ける		ートル)以上	であるこ	
もの		電柱との間隔	と。	
		0.15 メート	(2) 蛍光、発	
		ル以内	光又は反射	
電柱を利用	縦 1.5 メー	地上から最下	を伴う塗料	電柱1本
する広告物	トル以内	端までの距離	又は材料を	につき1
又は掲出物	横 電柱の円	1.2 メート	用いていな	個 (道路標
件であって、	周の範囲内	ル以上	いこと。	識を掲出
巻きつけて				している
取り付ける				ものを除
もの				く。ただ
				し、新設又
				は既設の
				道路標識
				の効用を
				妨げない
				ものであ
				る場合は、
				この限り
				でない。)

停留所標識 縦 0.45 メー 地上から最下 (1) 地色は、 道路等の 赤色、黄色 進行方向 を利用する トル以内 端までの距離 0.7 メート 広告物又は 横 0.45メー その他これ 面に掲出 しないこ 掲出物件 トル以内 ル以上 らに類する 色以外の色 と。 (看板の場 合に限る。) であるこ と。 (2) 蛍光、発 光又は反射 を伴う塗料 又は材料を 用いていな いこと。

#### 別表第2(第4条関係)

区分	寝屋川	寝屋川市	香里園	香里園駅	萱 島 駅	東寝屋	
	市駅周	駅西側周	駅西側	東側周辺	周辺指	川駅周	
	辺指定	辺指定区	周辺指	指定区域	定区域	辺指定	
	区域	域	定区域			区域	
建築物の屋	大きさ			大きさ			
上を利用す	縦 建築物の高さの3分の			縦 建築物	は築物の高さの5分の1		
るもの	1以内			以内			
	横 建築物の幅の範囲内			横 建築物	の幅の範	<b></b>	
	表示面積の合計 取付壁面			表示面積の	合計 取	付壁面の	
	の見附面積の5分の1以			見附面積	気の5分の1以内		
	内						

### 掲出個数 1建築物につき1個(建築物に高さの異なる複数の屋上 がある場合にあっては、1つの屋上につき1個とする。) 建築物の壁 大きさ 大きさ 面を利用す 縦 建築物の高さの3分の 縦 建築物の高さの5分の1 るもの 1以内 以内 横 建築物の幅の範囲 横 建築物の幅の範囲内 表示面積の合計 取付壁面の 内 見 表示面積の合計 取付 附面積の5分の1以内 壁面の見附面積の5分の 1以内 建築物の壁 (1) 上端は、取付け壁面の (1) 上端は、取付け壁面の高 面から突き 高さを超えないこと。 さを超えないこと。 出すもの (2) 突出し幅は、取付け壁 (2) 突出し幅は、取付け壁面 面から 1.0 メートル以内 から 1.0 メートル以内 (3) 掲出個数は、1壁面に | (3) 道路上への突出しがない つき2個以内(道路又は こと。 これに類するものから直 | (4) 掲出個数は、1壁面につ き1個以内(道路又はこれ 接出入りが可能な店舗、 事務所等(以下「店舗等」 に類するものから直接出入 という。)が直接の出入り りが可能な店舗等が直接の を行う付近に設置するも 出入りを行う付近に設置す のであって、1店舗等に るものであって、1店舗等 つき1個の掲出を行う場 につき1個の掲出を行う場 合は除く。) 合は除く。) 地上に設置 自家用広告物 (1) 地上から最上端までの距離は、10メートル以内 するもの

(2) 表示面積の合計は、20平方メートル以内

	自家用広告物以外の広告物		
	(1)	地上から最上端までの闘	巨離は、5メートル以内
	(2)	表示面積の合計は、10	平方メートル以内
塀及び柵(以	(1)	縦の長さは、工作物等の	の高さの2分の1以内
下「工作物	(2)	表示面積は、表示される	工作物等の見附面積の 10 分の
等」という。)	]	以内	
に設置する			
もの			
	(1)	彩度	
色彩基準		赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y):6超	
(自然素材		その他: 4超	
の色彩は除	(2)	明度: 3未満	
< ₀)	(3)	(1)及び(2)の規制対象色の使用面積の合計	
	30/	100 以内	20/100 以内

# 別表第3(第6条、第11条関係)

表示又は設	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
置の方法の			
区分			
建築物の屋	大きさ	大きさ	大きさ
上を利用す	縦 建築物の高さ	縦 建築物の高さ	縦 建築物の高
るもの	の3分の1以内	の3分の1以内	さの3分の2
	横 建築物の幅の	横 建築物の幅の	以内
	範囲内	範囲内	横 建築物の幅
	表示面積の合計		の範囲内
	取付壁面の見附		
	面積の5分の1		
	以内		

建築物の壁	大きさ	大きさ	大きさ
面を利用す	縦 建築物の高さ	縦 建築物の高さ	縦 建築物の高
るもの	の3分の1以内	の3分の2以内	さの範囲内
	横 建築物の幅の	横 建築物の幅の	横建築物の幅
	範囲内	範囲内	の範囲内
	表示面積の合計		
	取付壁面の見附		
	面積の5分の1		
	以内		
建築物の壁	(1) 上端は、取付け	(1) 上端は、取付け	(1) 上端は、取
面から突き	壁面の高さを超	壁面の高さを超	付け壁面の高
出すもの	えないこと。	えないこと。	さを超えない
	(2) 突出し幅は、取	(2) 突出し幅は、取	こと。
	付け壁面から1.0	付け壁面から1.0	(2) 突出し幅
	メートル以内	メートル以内	は、取付け壁
	(3) 道路上への突	(3) 道路上への突	面から 1.5 メ
	出しがないこと。	出し幅は 1.0 メ	ートル以内
	(4) 掲出個数は、1	ートル以内	(3) 道路上への
	壁面につき1個		突出し幅は
	以内(道路又はこ		1.0 メートル
	れに類するもの		以内
	から直接出入り		
	が可能な店舗等		
	が直接の出入り		
	を行う付近に設		
	置するものであ		
	って、1店舗等に		
	つき1個の掲出		
	を行う場合は除		

	< ∘)		
地上に設置	自家用広告物	自家用広告物	自家用広告物
するもの	(1) 地上から最上	(1) 地上から最上	地上から最上端
	端までの距離は、	端までの距離は、	までの距離
	10 メートル以内	15 メートル以内	は、15 メート
	(2) 表示面積の合	(2) 表示面積の合	ル以内
	計は、20 平方メ	計は、40平方メ	
	ートル以内	ートル以内	
	自家用広告物以外	自家用広告物以外	自家用広告物以
	の広告物	の広告物	外の広告物
	(1) 地上から最上	(1) 地上から最上	地上から最上
	端までの距離は、	端までの距離は、	端までの距離
	5メートル以内	5メートル以内	は、15メートル
	(2) 表示面積の合	(2) 表示面積の合	以内
	計は、10 平方メ	計は、20 平方メ	
	ートル以内	ートル以内	
塀及び柵(以	(1) 縦の長さは、工	縦の長さは、工作物	縦の長さは、工
下「工作物	作物等の高さの	等の高さの2分の	作物等の高さの
等」という。)	2分の1以内	1以内	範囲内
に設置する	(2) 表示面積は、表		
もの	示される工作物		
	等の見附面積の		
	10 分の 1 以内		

## 備考

- 1 一般制限区域とは、重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域とする。
- 2 制限緩和区域とは、用途地域が商業地域及び近隣商業区域である区域をいう。